

# 個別労働紛争解決制度(平成23年度)の運用状況

☆個別労働紛争相談件数は2. 475件で、平成22年度に引き続き6年連続で増加 ☆個別労働紛争相談の内容では、いじめ・嫌がらせが全体の19%を占める状況を維持 ☆あっせん申請件数は減少するも助言・指導申出件数は157件で、過去最多を更新

滋賀労働局(局長 岡﨑直人)では、平成23年度の「個別労働紛争解決制度」の利用状況を次 のとおり取りまとめた。

1 総合労働相談件数·個別労働紛争相談件数

滋賀県下4カ所に設置している「総合労働相談コーナー」に寄せられた相談件数は以下の とおりで、平成22年度に比して、総合労働相談件数・個別労働紛争相談件数ともに増加し、 個別労働紛争相談件数は過去最多となった。

① 総合労働相談件数 (労働基準法等も含む全ての相談件数)

平成23年度

11,161件 前年度比0.5%增

平成22年度 11,101件

② 個別労働紛争相談件数(①から労働準法等相談件数を除いた民事上の相談件数)

平成23年度

2,475件

前年度比5.5%增

平成22年度

2,346件

- 2 個別労働紛争相談の内容(重複計上あり)
  - ① 解雇関係は微増

平成23年度

360件 前年度比0.6%增

平成22年度

358件

② 労働条件関係は大幅増加

平成23年度

1,198件 前年度比22.6%增

平成22年度

977件

③ いじめ・嫌がらせは増加

平成23年度

493件

前年度比13.3%增

平成22年度

435件

個別労働紛争解決制度の助言・指導の申出件数は過去最多

平成23年度

157件

前年度比11.3%增

平成22年度

141件

- 4 個別労働紛争解決制度のあっせん処理状況
  - ① あっせん申請件数は大幅減少

平成23年度

前年度比35.7%減 7 4 件

平成22年度

115件

② あっせん申請の合意(解決)率は上昇

平成23年度

45.0% (全国平均38.3%)

平成22年度

43.0%

(全国平均36.8%)

#### 5 まとめ

総合労働相談件数は平成22年度に比して微増し、依然として高い数値であった。また個別 労働紛争相談件数は5.5%増で6年連続増加し、過去最多の件数となった。

個別労働紛争相談の内容をみると、解雇関係の相談件数は平成22年度と比してほぼ同件数・同割合であったものの、労働条件引下げ、配置転換、退職勧奨などの労働条件関係の相談は、件数・割合ともに増加した。また、いじめ・嫌がらせが平成22年度に引き続き増加し、割合において全件数の19%を占める状況を維持した。

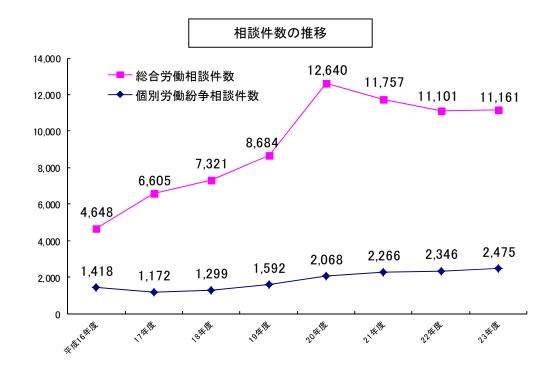
このような個別労働紛争相談の状況は、県内の雇用情勢が今なお厳しい状況にあることを窺わせるものとなっており、今後早期に、県内の景気の持ち直し傾向が確かなものになることが期待される。

なお、労働局長による助言・指導申出件数は157件で過去最多の件数となり、あっせんの合意 (解決)率については全国平均を大きく上回るものの、4年連続して50%を下回る結果となった。あっせん申請件数の減少については、助言・指導を積極的に運用した結果、あっせんまで至ることなく解決した事案が増加したことが一因と考えられる。

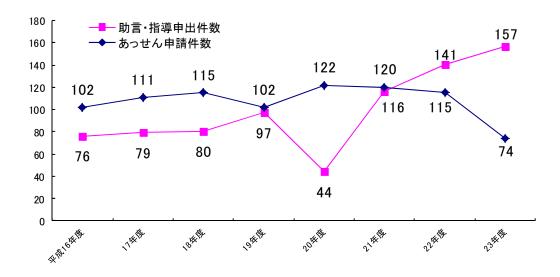
# 1 運用状況の概況

	H16 年度	H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度
総合労働 相談件数	4, 648	6, 605	7, 321	8, 684	12, 640	11, 757	11, 101	11, 161
個別労働紛争 相談件数	1, 418	1, 172	1, 299	1, 592	2, 068	2, 266	2, 346	2, 475
助言・指導 申出件数	76	79	80	97	44	116	141	157
あっせん 申請件数	102	111	115	102	122	120	115	74
あっせん手続 終了件数	99	112	122	96	126	114	107	80
あっせん合意 成立件数	53	69	71	57	59	52	46	36

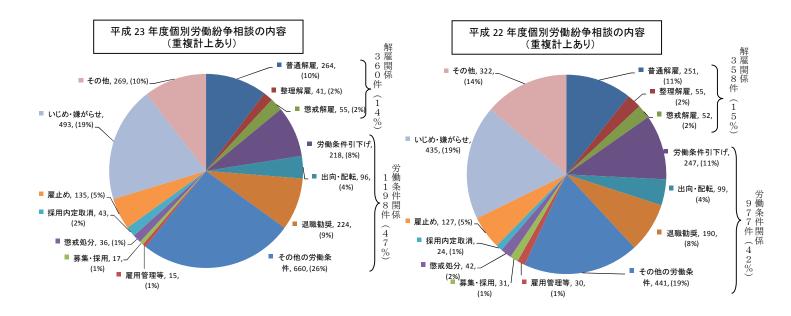
※「総合労働相談件数」は県下4カ所の総合労働相談コーナーに寄せられた全ての相談件数であり、「個別労働紛争相談件数」はその内数として、労働基準監督署等で所掌する法令に違反している内容を含む相談以外の民事上の労働紛争に係る相談の件数である。



#### 助言・あっせんの推移



# 2 個別労働関係紛争に係る相談・紛争の内容



# 【参 考】

## ◎「個別労働紛争解決制度」とは

平成 13 年 10 月 1 日に施行された「個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律」に基づき、人事 労務管理の個別化や雇用形態の多様化等により生じた労働関係についての個々の労働者と事業主との 間の紛争 (個別労働紛争)を円満かつ迅速に解決を図ることを目的として、都道府県労働局長の助言・指導制度、紛争調整委員会のあっせん制度により総合的に個別労働紛争の解決を援助するシステム。

### ◎「総合労働相談コーナー」を滋賀県下に4カ所設置

・滋賀労働局総合労働相談コーナー

滋賀労働局総務部企画室内

Tel 077-522-6648

・大津総合労働相談コーナー

大津労働基準監督署内

Tel 077-522-6641

・彦根総合労働相談コーナー

彦根労働基準監督署内

Tel 0749-22-0654

・東近江総合労働相談コーナー

東近江労働基準監督署内

Tel 0748-22-0394

## ☆詳しくは・・・

滋賀労働局HP(<a href="http://shiga-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/">http://shiga-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/</a>) の「職場のトラブル」をご覧ください。